

# 第13回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和3年7月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年7月20日（火）午前10時00分から午前11時15分

2. 開催場所 壬生町役場 正庁

3. 出席委員 9人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、4番 大関 孝男、6番 高橋 宏治、  
7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請  
の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

日程第9 報告第4号 新規就農の申請の件について

その他 ・下限面積の見直しの件について

・令和4年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望の提出について

(事務連絡)

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、農地調整係長 宇賀神 尚、主幹兼庶務係長 岡 洋子、主任  
齋藤純一

## 7. 会議の概要

令和3年7月20日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第13回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は9名です。高橋敏男委員より欠席の報告をいただいております。  
ですが、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 会長 みなさん、おはようございます。季節ももう真夏ということで、梅雨が明けたら一気に猛暑がやってきました。皆様におかれましては、体調を整えながら農作業に従事していただきたいと思います。今朝の農業新聞を見ますと、早期米の概算金の記事がでていました。前年よりも1000円前半の下げ幅ということです。なかなか飼料米の作付けが減らない中、今後米の値段も心配されるところでございます。  
今日は案件が少ない総会ではありますが、皆様のご協力をいただきまして、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、5番 篠原正明 委員、6番 高橋宏治 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。
- 局長 会務報告を申し上げます。議案書 1ページをご覧ください。
- ・6月28日（月）県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、宇賀神尚係長と齋藤純一主任が出席いたしました。
  - ・6月28日（月）午後、栃木県農業会議総会が護国会館で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。
  - ・7月8日（木）新規就農認定審査会が第3会議室で行われ、大橋好一委員、大関孝男委員、篠原正明委員、梁島源智委員 農政課より、阿部春奈主査、事務局より宇賀神尚農地調整係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。
  - ・7月12日（月）農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、護国会館

で開催され、農業委員では篠原正明職務代理以下6名、農地利用最適化推進委員では戸崎浅一推進委員以下12名、事務局より岡洋子主幹兼庶務係長と私が参加いたしました。

通常ですと、午前中に開催し、全県下の委員さんが集まるわけですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、各市町分散し、時間をずらしての開催になりました。

- ・7月15日(木)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が第3会議室及び現地で行われ  
大関孝男農業委員・篠原正明職務代理・高橋宏治農業委員、宇賀神 尚係長・齋藤純一主任と私が出席いたしました。
- ・7月15日(木)壬生町農業振興地域整備促進協議会が第2会議室で行われ、梁島源智会長と篠原正明職務代理が出席いたしました。 以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。7月5日、月曜日締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人\_\_\_\_\_ (千葉県) 自作地 8 畝  
譲受人\_\_\_\_\_ (福和田) 自作地 4 4 畝 借受地 1 1 3 畝  
(土地の表示)  
壬生町\_\_\_\_\_ 畑 8 9 8 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円/1 0 a 稼動 3 人

第2項

譲渡人\_\_\_\_\_ (栃木市) 自作地 1 1 畝  
譲受人\_\_\_\_\_ (福和田) 自作地 4 4 畝 借受地 1 1 3 畝

(土地の表示)

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 1 1 3 5 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円/1 0 a 稼働 3人

以上、第1項から第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 大関孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

最初に、第1項案件と第2項案件について、高橋敏男農業委員が体調不良のため出席できなかったため、私と鈴木良一農地利用最適化推進員の二人で現地を見てまいりました。

1項案件について、去る7月11日に譲受人、\_\_\_\_\_氏立会いのもと、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をしてきましたので報告いたします。チェックシートに従い1から7の項目について確認しましたが、いずれも問題の生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 大関孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

2項案件について、去る7月11日に譲受人、\_\_\_\_\_氏立会いのもと、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をしてきましたので報告いたします。チェックシートに従い1から7の項目について確認しましたが、いずれも問題の生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたので審議をお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書3ページ、議案第2号 農地法第5号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。7月5日、月曜日の締切り時点で2件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_（高根沢町）

\_\_\_\_\_（中泉）

賃借人 \_\_\_\_\_（壬生町）

（土地の表示）

壬生町 _____	畑	1 1 9 0 . 4 0 m <sup>2</sup>
壬生町 _____	畑	3 2 5 . 1 0 m <sup>2</sup>
壬生町 _____	畑	3 7 9 . 8 0 m <sup>2</sup>
	合計	1 8 9 5 . 3 0 m <sup>2</sup>

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第2項

貸人 \_\_\_\_\_ (北小林)

借人 \_\_\_\_\_ (北小林)

(土地の表示)

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 393㎡

自己用住宅敷地 30年間の使用賃借権の設定

以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る7月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の4番大関孝男委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関孝男委員(1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、7月15日(木)、私と篠原正明職務代理、高橋宏治委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の6名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北東に約\_\_\_\_\_mに位置する農地で、農振農用地及び第1種農地になります。事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2.2mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、町内の\_\_\_\_\_に出荷する予定で、埋戻しの用土についても\_\_\_\_\_から調達予定であります。

なお、\_\_\_\_\_としての園芸用土採取での転用実績はありませんが、代表取締役の\_\_\_\_\_氏は個人として園芸用土採取の実績があり、前回地の農地復元が完了している状況となっております。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土の確保を証する書類も添付されており、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員 (2項案件について報告)

申請地は、\_\_\_\_\_から西に約\_\_\_\_\_mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、妻、子供、両親の6人で実家にて生活していますが、今後の生活を考え、戸建住宅の建築を検討しており、将来両親の面倒を見る必要があることから、実家に近い申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水、雑排水は農業集落排水に接続する予定で、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、自己資金と金融機関からの融資で対応するため、残高証明書と住宅ローン承認通知が添付されております。また、開発許可については、県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程においても代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書4ページ、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」をご説明いたします。7月5日、月曜日締切りの時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_（下野市）

\_\_\_\_\_（下野市）

\_\_\_\_\_（下野市）

賃借人 \_\_\_\_\_（鹿沼市）

（土地の表示）

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 4 7 3 5 m<sup>2</sup>

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 1 2 9 5 m<sup>2</sup>

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 2 5 2 5 m<sup>2</sup>

合計 8 5 5 5 m<sup>2</sup>

令和2年4月28日付で農地転用の許可が出ておりますが、今回令和4年4月27日までの期間延長の事業計画となっております。以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る7月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の4番 大関孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関孝男 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ7月15日（木）に同じメンバーで調査しました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は \_\_\_\_\_ から東に約 \_\_\_\_\_ mに位置し、農振農用地になります。

令和2年4月28日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、鹿沼土・赤玉土の採取及び埋戻しの申請に時間を要し、許可期間内に事業が完了することが出来ていないことから、1年間の期間延長をしたいということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認



基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書5ページからの議案第4号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定各筆明細に従いまして説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書6ページのとおり、4件、6筆面積合計が6,694㎡となっております。

次に利用権の新規・使用貸借権分について、議案書7ページのとおり、1件、1筆、面積合計が1,114㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の8ページに1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

また、本来なら現地調査の結果報告を、地区担当委員の高橋敏男委員より受ける予定でしたが、6月12日(土)に、地区推進委員の鈴木良一さんと現地調査を行い、何も問題はなかったとの報告を受けております。

○議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の9ページから10ページの6件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の11ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に日程第9 報告第4号「新規就農の申請の件について」、事務局より7月8日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案書12ページ 報告第4号「新規就農の申請の件について」説明をいたします。今回新規就農認定申請が1件ございました。申請人は\_\_\_\_\_氏で、イチゴでの新規就農を予定しています。\_\_\_\_氏は現在、おもちゃのまちに\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_を経営しておりまして、以前から\_\_\_\_\_と農業に取り組みたいと考えていたとのこと。以前、\_\_\_\_\_にパートとして勤務しており、昨年9月からは\_\_\_\_\_のところで研修を受けております。勤務予定地は壬生町\_\_\_\_\_の農地7, 225㎡を借り受ける予定となっております。

新規就農の審査につきましては、令和3年7月8日に審査会を行いまして、審査結果としましては、農業技術を取得しており販路も確保していることから、計画通

り営農を開始することが可能と見込まれ、\_\_\_\_\_を取り入れるという事業の方向性も問題なく、新規就農者として承認するとの判断となっております。以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑意見なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 次に、その他の件を議題といたします。

○議長 事務局より「下限面積の見直しについて」、の説明があります。事務局より説明をお願いします。

●事務局 局長（記載のとおり説明）

お手元に資料としまして「下限面積の設定について」という資料があると思いますので、ご覧ください。

下限面積については、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会の判断で、農林水産省令で定める基準に従い、地域の実情に応じ、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示した時は、その面積を下限面積として設定できることになりました。

下限面積とは、ご存じのとおり、農地を耕作目的で権利取得しようとする場合、農地法第3条で、農業委員会又は知事の許可が必要とされていますが、「下限面積要件」の中で、農地の権利を取得するものが、取得後に耕作する農地の面積が、北海道は2ヘクタール、都府県は50アール以上でないこととされています。

この制度は、将来的に農業の経営体が不足し、遊休農地・荒廃農地の増加等の恐れがある場合を見込んで、弾力的な運用によって農地の保全と有効活用を目的としています。

資料2ページをご覧ください。

農地の権利取得における下限面積要件ですが、左側は下限面積要件の原則になっており、右側は別段の面積を定める特例となっております。

右側の特例の上の段、農地法施行規則第17条の第1項は、平均規模が小さい地域についてです。

①自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

②別段の面積は、設定区域内において、定めようとする面積未満の農地を耕作し

ている者の数が、農地を耕作している者の総数の100分の40を下らないようにすること

例えば：下限面積を30aに設定するなら、30a未満の面積で耕作している者の数が、町の耕作者総数の40%を下回らないこと、になります。

③定める面積の単位はアールであり、その面積は10アール以上であることとなっております。

下の段の第2項は、担い手が不足している地域についてです。

①引き続き耕作の目的に供さないと見込まれる農地：遊休農地等が相当程度存在する場合

②区域内の位置及び規模からみて、小規模農家が増加することにより、周辺の農地の利用の確保に支障を生ずる恐れがない場合

③任意の面積で設定が可能であること

10アール未満でも可能であれば、例えば、空き家に付随した農地になるかと思えます。これらが法的な基準であります。

資料3ページは、栃木県内の別段面積の設定状況となります。

追加になりますが、茂木町から、6月22日付で空き家に付随した土地を1アールに設定したとの通知が来ています。

ざっと見て、第2項で設定されている市町が多いようですが、近隣の下野市、上三川町、また野木町は設定をしていないようです。栃木市は山間部や、街なかの耕作面積の規模が少ない地域のようなようです。

2020年の農林業センサスを見ますと、第1項に該当するような規模が小さい地域ですと、壬生町全体を見直すとなると、30アール未満の農地を耕作している数が非常に少なく、全体の4割にも満たないようです。

栃木市や鹿沼市、那須塩原市のように、地域とか農事部で区切って設定も可能ですが、その面積規模別のデータがまだ統計係の方に来ていないようなんです。ですので、第2項の、担い手が不足している地域ということで、任意の面積を設定するとか、空き家を絡めて設定をするとかになってくると思います。

過去の議事録を見返しましたら、平成21年12月の総会では、壬生町は別段面積を設定すべき地域ではない、との判断がされておりました。平成23年6月の総会時も、別段面積の設定または修正の必要はない、現行どおりでこれからも続ける、という結論に至っております。

この別段面積の設定にあたっては、地域の農地の保有や利用状況、周辺農業者の意向等も十分考慮して慎重に判断したいと思います。今回、農業委員さんからの忌憚のない意見を伺い、別段面積の設定をするか、しないかも含めて今後の方向性を協議していただきたいと思います。

○議長 ただいま事務局長から説明がありましたが、下限面積の見直しの必要性について、委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。いかがでしょうか。

●2番 大橋 好一 委員

他の地区、栃木とかはかなり細かく分かれていますけど、壬生を細かく分けるとなると単位は、先ほど話の出た農事部単位とか、そんなに小さくしてしまってもかまわないのでしょうか。

●局長 旧壬生町、旧稲葉村、旧南犬飼村というデータとか、各農事部とかのデータがあるということなんですけど、2015年のデータを見てみたらそういう形でありました。ですが統計係に聞いてみたんですけども、そのデータが来ていないということなんです。ですが、もしやるのであれば、農事部ごとに分けることも可能ではないかと思えます。

●7番 琴寄 成人 委員

自治会ってことなのかな。農事部っていうのは。

●局長 農事部ですから、町内会というか、上町とか、下町とか。

○議長 そこまでする必要はありますか。全体を分けるとなると大変なことだよね。

●2番 大橋 好一 委員

細かくやれば、そういう地区もあるかと思うけど。じゃ、壬生、稲葉、南犬飼って分けるとしたときに、それじゃ該当しなくなっちゃうよとか、先ほどの話じゃないけど、壬生町全体でみると、小さい農家は少ない。となると、今の状態では、まだ見直す状況ではないと感じるんですが。

○議長 町長は空き家を心配しているんですね。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員

1項の方なんですけど、私は、壬生は山林の地域が少ないので、特に必要ないと考えるのですが、2項の方なんですけど、空き家についてはやはり、今、国全体で法務省をはじめ一番最優先課題で取り組んでいまして、今ご存じのとおり相続登記の義務化であるとか、空き家を減らそうという機運があって、空き家対策は最優先課題になっています。この中で、やっぱり空き家の案件が出てきたときの対応ということで、一応壬生町でも設定しておいて、動きをしやすいような形にしておいた方が、もし何かあった時に動くというよりは、設定しておいた方がいいのではない

かと私は思っています。

●7番 琴寄 成人 委員

設定しといた方がいいって言うのは、細かくってことですか。

●6番 高橋 宏治 委員

空き家については議論がすごくされていて、対策しようという方向に国全体があるので、一応設定しておいた方がいいんじゃないかなと思います。

●8番 清水 利通 委員

この件で、足利と小山では別段で空き家について設定する場合は内規を定めているようだが、どういった内規なんでしょうか。足利と小山ではどういう対応をしているのか。

○局長 内規については、調べていなかったのですが、足利と小山の方に問い合わせを試みます。

●1番 刀川 正己 委員

第1項の別段の面積未満の農地を耕作している者の数が4割を下回らないように言うのは、面積が少ない人がいっぱい居ないとダメなのですか。4割っていうのは結構な数値だが。

○議長 壬生町は該当しないんだよね。

●局長 壬生町は該当しないです。30アール以下の経営体が10件もないです。壬生町全体を見直すとなると該当はしないです。

●5番 篠原 正明 委員

新規就農でイチゴを経営したいという案件が多いのですが、そういう新規の人に30アールもなにも、結構やりたいという人がいるんですが。

○議長 イチゴばかりじゃないけど新規で50アール以上もなかなか大変なものです。

●5番 篠原 正明 委員

農地の取得も大変だし、それを考えるとちょっとね。

●局長 ハウスなどでイチゴとか野菜とか、花卉などを集約的に栽培する場合は、下限面積要件は適用されないということで、農地法第3条第2項の但し書きとか、農地法施行令第2条第3項の方に書いてあります。ですから新規でイチゴをやりたいという方でも入っていけるのではないのでしょうか。

●8番 清水 利通 委員

まるっきり農地を持たない方が新規就農で入るとなると、最初から50アール以上となると条件をクリアするのは大変だとも思う。将来的には規模拡大して50アールに持っていきこうというのはあると思うんですけど、当初から50アールというのは、資金面も含めて大変だなあと。やはり検討する案件であると思うよね。その面積についてね。

○議長 20アールしか必要ないけど50アールというと、30アール管理しなくてはならない。20アールしか必要ないのに、その30アールを管理しなければならない。そういうことを考えるとやっぱり、見直す必要があるなってしまうね。

例をいうと\_\_\_さんが新規就農で農地を借りたじゃないですか。1町2反くらいで現に使っているのは半分の5反歩くらいなんですよ。トラクターとか持っていないから、空いている農地を管理するのが大変で。そういうことを考えると、作付けするところだけの面積でいいんだよね。

●8番 清水 利通 委員

将来的には規模拡大で軌道にのれば、面積も拡大していくと思うんですよ。ただ最初のスタートからね、面積をクリアするのは大変だなと思いますね。

○議長 まあいずれにしてもこの問題は、今後検討していきますか。今日決めるわけにはいかないから。

●2番 大橋 好一 委員

空き家が、壬生で農地と一緒にくっついている所はどのくらいあるのかな。実情がわからないと。困っちゃうほどあるのならすぐ検討しなければならないけど。現状として空き家率っていうのかな、どのくらいあるんだか。空き家と農地がくっついてるかどうかはわからないけど。分家だって1アールあるかないかで、農地もくっついてくる訳ないので、たまたま隣で実家の土地があるから作ってる状態だから、その人の物じゃないし。

●8番 清水 利通 委員

将来的には増える可能性はあるよね。

●6番 高橋 宏治 委員

将来的に増えると思ってますけど、結構相談は来ています。類似の話は。

●7番 琴寄 成人 委員

地域差があると思うのですが。うちは上稲葉だから、上稲葉の地区に限っての話なんですけど、いざ空き家が出たからってことで、貸してもらえないかとか、売買



まではいかないんですが、そういう場面になると、それに関する親戚もしくは身内の人が、なかなか今まで住んでいて、いざ貸すとなると、なかなか承諾がえられないんだよね。立派な家でお金出して買ってもいいなというような家でも、いざ他人に今まで住んでいた家を見てもらうのは嫌だっていうことなんですよ。精神的に嫌なのかな。だからなかなか前に進んでいかない。空き家になった家は2年過ぎたら。

●2番 大橋 好一 委員

うん、管理していないとね。うちの周りが草だらけで。

●1番 刀川 正己 委員

空き家でも管理されてるところと、全然管理されていないところで分かれちゃうよね。

●7番 琴寄 成人 委員

地域差ってあるよね。町場だとある程度管理されている状況の空き家だったら大丈夫だけど、在の方の空き家って言うのは、とことん荒れているからね。さっき局長の言った、地域で分けるという話はいいと思うんですよ。

●2番 大橋 好一 委員

実際、うちの周りでも空き家になりそうな家が何件かあるし、空き家状態のものもある。例えば農地が家の周りであって、仮に設定を1アールとしても、そこが50アール、60アールあった場合、それは必要なのかな。農家の場合は家庭菜園とかじゃなくて、実際農家やってた人の家が空き家になっている状態だから、農地が付いてきているので、その面積なんかも考えないとね。

○議長 いずれにしても高齢化してますから、将来的には考えないとね。

●2番 大橋 好一 委員

ただ現実に自分の隣とか、班内に出てくれば考えるけど、90歳以上の夫婦が住んでいてあと何年か後には、間違いなく空き家になる。子供は一緒に住んでいないから本当に考えていかなくちやならないことです。

●1番 刀川 正己 委員

壬生町以外から来てもらって、管理してもらえれば一番いいんだが。

●8番 清水 利通 委員

門戸を開くためにも、ある程度内規かなんかで対応していくべきだよ。

○議長 農業委員会が相談に応じますよ、ということもピーアールすれば、多分さっき言

った通り農家っていうイメージがあるから人に売りたいとかあるんですよ。個人的に。だから農業委員会で相談に乗りますよって言うピーアールすれば、また違うんじゃないかな。1対1じゃなくて。いずれにしても今後協議していくことでよろしいですか。

他の内規とかも用意して貰って。町内でどのくらい空き家があるのかとか。

●2番 大橋 好一 委員

空き家って言うのは、定義っていうか、住んでないことなんでしょうけど、住まなくなってどのくらいでとかあるんでしょうか。空き家って言うのはどういう状態を言うのか。住んでないだけ。

●事務局 齋藤主任（質問に対する回答）

通常1年間居住していないと空き家というふうに定義はされています。

●2番 大橋 好一 委員

敷地が管理されているか否かって言うのは関係あるのですか。

●事務局 齋藤主任（質問に対する回答）

管理されてても空き家です。

●2番 大橋 好一 委員

1年以上住んでいないとなんですね。

●事務局 齋藤主任（質問に対する回答）

目安ですけど、1年住んでいないと、というのがありますね。

○議長 壬生町は空き家に対して補助金はでないんですか。

●事務局 齋藤主任（質問に対する回答）

解体とかではあるんですが、移住とかで空き家に住むってなると特にはないです。

●7番 琴寄 成人 委員

解体に町の補助はいくら出しているの。

●事務局 齋藤主任（質問に対する回答）

上限50万円で、工事費の2分の1までです。老朽化した空き家で、普通の空き家じゃなくて、崩れそうとか危険性のある空き家だけなんですけど。

●8番 清水 利通 委員

余談なんですけど、ポツンと一軒家ってテレビ番組ありますよね、ああゆう自然

豊かなところにね、永住するような、そういう人はもともと自分の実家にはいるって人なんでしょうけれども、やっぱり自然豊かなところに住むってことをピアーアールして、受け皿にできるような、こっちから仕掛けるって、そういう対応を町として考えてもいいんじゃないかな。

○議長　　そういうのやるといいね。補助金も出さないよね。

○議長　　じゃ、下限面積についてはこれから検討していくってことで、皆さんよろしいですかね。

●7番　　琴寄 成人 委員

念のために聞きますが、面積設定しないってことは、今まで5反歩で新規就農で農家として取り扱う状況がありましたが、設定がないということになると、1反歩から農家として新規就農じゃなくても農地が買えるという考えでいいのですか。それとも前提は新規就農者は設定なしという考え方でいいのか。

●局長　　原則で都府県は50アール以上ですが、設定なしというのは、ハウスとかで作ってるイチゴとか花卉とか、そういうものです。

●7番　　琴寄 成人 委員

そういうのは設定しない。ようするに施設園芸とかは設定なしということですね。

●局長　　それが下限面積の要件が適応されないってことですね。

●7番　　琴寄 成人 委員

ということは、イチゴ栽培とかそういう施設園芸の場合は設定なしだけれど、米麦、野菜の場合は設定があるということですね。

●局長　　いまのところ有るということです。

○議長　　茂木町なんかは1アールにしたみたいだけど、1アールにするとしても農家として認めるということですね。

●局長　　そういうことになりますね。

●7番　　琴寄 成人 委員

そうだよ。そういう形になっちゃうよね。

●2番　　大橋 好一 委員

農家っていうのは10アールっていったんだよ。10アール以上じゃないと。

○議長 茂木町は1アールだね。

●2番 大橋 好一 委員  
1アールなの。

●局長 栃木市も0.01アールですね。

○議長 栃木も0.01アールだよ。

○議長 屋敷に1アールの畑があれば、そこを借りれば農家として認めるということだよ。それが本当に農家としていいのか、悪いのかっていうのがありますが。

●2番 大橋 好一 委員  
農業では食べられないよね。

○議長 食べられないですよ。あくまでも空き家を利用して畑を利用していただきたいってことで、認めるようですよ。

●2番 大橋 好一 委員  
そうすると、その後農地の取得もできるってことですよね。

○議長 そうですね、当然。

●事務局 宇賀神農地調整係長（質問に対する回答）

最初に関しては空き家付きで1アールで取得できるってことなんですけど、そこから実際に拡大して、本格的に農家としてやっていくのであれば、やはり新規就農の審査ですとか、これまで農業委員会でやってきた、取り組むってことに対しての審査をやっていかなければならないのかなと思っているのですけど。

●7番 琴寄 成人 委員  
1アール以上やって、認定農業者に認定できるのか。

○議長 認定農業者にはなれないと思うけど。

●6番 高橋 宏治 委員

ちょっと私、前から疑問に思ってたんですが、そもそも農家認定っていうのが法律に基づいたものではない、ここでいう農家審査ですか、それ自体が法律に基づいたものではないので、当然経営改善計画の認定は法律に基づいているのでありなんですけれども、1アールとか狭い面積で農業を始める方に対して、農家として壬生

町農業委員会が審査をかけるかどうかという判断は、そもそも不要というか、いら  
ないんじゃないかな、と思っているのですけど。

農家って認定することによって、なにかメリットはその方に対してあるのですか。

●7番 琴寄 成人 委員

そういう考えじゃなくて、逆の考え方すれば、農家が区画整理とか大規模にやっ  
ていく状況での最低基準だと思うんだよね。逆に1アールの人のための最低基準じ  
ゃなくて、農家としての経営をやっていくための5反歩の基準だった。

●6番 高橋 宏治 委員

5反歩はそうなんですけど、農地の賃貸借とか売買するときの、審査を農業委員  
会でするんですけど、例えば今回、\_\_\_さんが農業者かどうかという審査を一応  
してますけど、農家として認めたことによって、\_\_\_さんにメリットはあるんです  
か。

●事務局 宇賀神農地調整係長（質問に対する回答）

メリットは、\_\_\_さんにとって、農業委員会の新規就農審査はメリットはないで  
す。ただ、どんな人でも入ってこられてしまうので、こちらとしては、町の農業と  
して審査しないと。

●6番 高橋 宏治 委員

それを審査したって認めないっていう判断をした時には、それってもし、名前だ  
しちゃうんですけど、\_\_\_さんが今回認められなくて、でも何か始めたときに多分農  
業委員会として、訴訟を起こされちゃう可能性が、私は非常に高いと思っています。  
権利行使に対する法律に基づかない、障害になってしまう、排除するというのは。

排除するためには法に基づいて排除するわけだから、なんの法にも基づかず排除  
することになると、返って怖いのではないかと私は思っています。

●7番 琴寄 成人 委員

設定するとなると、条例になるのですか。

●6番 高橋 宏治 委員

新規就農の申請についてですよね。これについては何の根拠も多分ないと思いま  
すよ。

●7番 琴寄 成人 委員

いままでやってきたことが無駄になっちゃう。

●局長 条例ではないです。内規とか、他の市町なんかも取扱基準でやっているみたいで  
す。面積については取扱基準です。

●2番 大橋 好一 委員

高橋さん、今はあくまでも新規就農ではなくて、下限面積の話です。

●6番 高橋 宏治 委員

下限面積ではなくて、事務局の方から下限面積に関わらず、新規就農かどうかという審査を継続した方がいいという話が合ったので、それについては根拠がないんじゃないですか。ただ、やるのはいいと思っていますけど、リスクを負ったうえでやった方がいいんじゃないですか。

●7番 琴寄 成人 委員

新規就農審査を受ければ、農家と認められて、県や国の助成金も申請できるわけです、新規就農者として。これからは新規就農じゃなくて、農家としての今度からの判断が、1アール以上であればいいということになると、国・県・町からの補助金はどのようになりますか。

○議長 それは、貰えるんじゃないですかね。同じわけですからね。

●7番 琴寄 成人 委員

審査を受けずに貰えるっていうことですよ。

○議長 そういうことですよ。

●6番 高橋 宏治 委員

そうです。もともと農業委員会の審査っていう基準は全然ないですから。

○議長 じゃあ、いままでやってきたことは何だったんでしょう。

●2番 大橋 好一 委員

新規就農審査会は、法律に基づいてはいないんですけど、初めてやる方にとっては、農業をやっていくうえで覚悟を決める一つの場面かな、と思うんですよ。

その時に自分の考え方とか、これから先どうやっていこうとか、しっかりと書面に落として、それなりの農業委員という立場の人に、自分の考えを示すいい機会だと思います。そうした中で意識改革され、本気になって農業に取り組んでいく、そういうものが自分なり他人なりに波及する。それで失敗した人はいないと思うんです。新規就農審査を受けておいて、辞めたって人はそんなにいないと思うんです。

それなりの覚悟をもってやっているというのが一つの人生の区切り、そういうことで思い切って取り組んでいるという気持ちを表す場面、ここでスイッチを切り替えるというか、そんな形でできると思うんです。審査会っていうのは法律に基づいていなくても今まで通り、本人たちにとっては非常にいい時間ではないかと思いま

す。継続していった方がいいかな。審査会に出るまでには事務局の方でそれなりに指導すると思うんです。県補助金も振興事務所とも打合せとかをやりながら、計画を進めていくようなので、その中でいろいろな補助金とか資金の借入とか勉強になると思います。

●7番 琴寄 成人 委員

これからは情報化時代で、詳しい人は新規就農の手続きをしないで、今までは新規就農は町が農家として認めますとしていたのを、法的に根拠がないってことは、個人的に新規就農で1アール以上の農地を求めて、ハウス建てるまでで、大きい金額じゃなくても、県・国・町の助成を申請するときに、新規就農の手続きをしなくても個人的にできちゃうんじゃないか。

●6番 高橋 宏治 委員

ハードルは農地を借りたり、買ったりするとき、当然農地法に基づいて許可が出ないと借りられないので、そこが関門になっているはずなのです。

●7番 琴寄 成人 委員

1アールの農地を借りるのも、農業委員会の許可が必要だってことですね。

●6番 高橋 宏治 委員

許可が必要なので、そこは関門であって、新規就農という関門ではなくて、農業を始めたとき、そこに審査がある。

●7番 琴寄 成人 委員

けど、審査っていったって、先ほどのように報告事項で終わってしまうからね。

●6番 高橋 宏治 委員

まあそうなんですけどね。

○議長 いままで審査を受けた方は、この審査を受けないと農家になれないっていう意識があった。だから大橋さんが言った通りこれからも続けて、審査会は必要なんじゃないですか。

●6番 高橋 宏治 委員

それはそれで継続してよろしいかと思うんですけど、危険性があるのは認識していただきたい。

●7番 琴寄 成人 委員

ということは、結論を伸ばすっていうことは、50アールとういことで考えていていいのかな。

○議長 それは今日結論を出さないで、これから色々な資料を集めて協議していきましよう。

●7番 琴寄 成人 委員

今年度中に決めるということですか。

○議長 そう。それでよろしいですか。

(発言なし)

○議長 今日のところはそういうことで、よろしくお願いします。

---

○議長 他に「その他」について岡主幹の方からお願いします。

●事務局 岡 主幹 説明

「令和4年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望の提出について」なのですが、先月、総会の中で意見をお願いいたしました。別紙要望のとおり「遊休農地の発生防止・解消対策について」という内容を、壬生町農業委員会として県農業会議に提出してよろしいかお伺いしたいのですが。

●全員 異議なし

●事務局 岡 主幹 説明

続きまして事務連絡ですが、

○令和2年度全国農業新聞表彰 7月12日 宇都宮市護国会館

全国農業会議所より奨励金

県農業会議より記念品

全国農業新聞普及表彰(目標達成表彰)

〃 (総合優秀農業委員会表彰)

\*篠原職務代理者が、受領

奨励金等合計\_\_\_\_\_円につきましては通帳の方に繰り入れさせていただきます。

○壬生町社会福祉協議会会費について

令和3年度会費 一人2,000円 親睦会費より支出

○農業委員の斡旋により買い手が見つかった農地



・令和2年3月12日依頼 所有者 \_\_\_\_\_氏

対象農地： \_\_\_\_\_畑 898㎡

\*大橋好一農業委員の農地斡旋

・令和2年11月30日依頼 所有者 \_\_\_\_\_氏

対象農地： \_\_\_\_\_畑 1,135㎡

\*大橋好一農業委員の農地斡旋

○活動記録簿への記録について

農地の貸し借り等の意向を把握した、農地の貸し借りにつなげた、場合は活動記録簿の備考欄やメモ欄に対象者の氏名、賃借意向面積、農地の所在地・地番をわかる範囲で記入してください。

どんな活動でも結構ですので記録簿への記入をお願いします。

○全国農業新聞の普及活動について

先日、普及活動のノベルティ商品を、研修時やご自宅の方へお持ちいただきましたが、少し早いのですが、11月19日（金）までに

現金納付の場合・・・申込書、領収書の控え、購読料

口座引落の場合・・・申込書、購読農協口座引落承諾

\*昨年と同じ口座の場合は、通帳印は押印不要です。

を、事務局までお持ちください。

○議長 他にありませんか。

●局長 先日の大雨、突風で、ハウスや葉物野菜に被害があったようなので、これから夕立とかのシーズンになりますので、大雨、突風等ありましたら、被害の見回りなどしていただいて、気が付いた点がありましたらご連絡をいただきたい。

○議長 これは農業委員会として。

●局長 はい。農政課の方でもやっているの。

○議長 農政は農政でやっているのね。じゃ、よろしくをお願いします。

●2番 大橋 好一 委員

それは農業委員会からの情報提供ってことでいいんですね。

---

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長 それでは、以上をもちまして、第13回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時15分閉会】

会 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_